

「標識の様式」は、古物営業法施行規則第 11 条、別記様式第 13 号に定められています。

標識（見本）



備考

- 1 この様式は、古物商がその営業所又は仮設店舗に掲示する標識の様式。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するもの。
- 3 色は、紺色地に白文字。
- 4 番号は、許可証の番号。
- 5 図示の長さは、縦 8 センチメートル、横 16 センチメートル。
- 6 「〇〇〇商」の「〇〇〇」の部分には、当該営業所又は仮設店舗において取り扱う古物に係る第 2 条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載。ただし、同条第 1 号の美術品類については「美術品」、同条第 3 号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第 5 号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第 6 号の自転車類については「自転車」、同条第 7 号の写真機類については「写真機」、同条第 8 号の事務機器類については「事務機器」、同条第 9 号の機械工具類については「機械工具」、同条第 10 号の道具類については「道具」、同条第 11 号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第 13 号の金券類については「チケット」と記載。
- 7 下欄には、古物商の氏名又は名称を記載。